

In depth

A look at current financial reporting issues

2020年10月9日
In depth No. 2020-06

金利指標改革についてのIFRS第9号、IAS第39号、IFRS第7号、IFRS第4号およびIFRS第16号に対する修正(フェーズ2)に関する実務ガイド

FAQ5.3.1—金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時

金利指標改革のフェーズ1の修正は、セクション5.1「フェーズ1の救済措置の概要」に記載されているように、さまざまなヘッジ会計の救済措置およびその終了時期を示しています。次のいずれか早い方の時点で、救済措置の適用は終了します。

- ヘッジ関係が中止された時(または、キャッシュ・フロー・ヘッジ剰余金の振替に関する救済措置については、当該剰余金に累積されている金額の全額が純損益に振り替えられた時)
- 救済措置に応じて、次の1つまたは複数に該当する時(各救済措置に適用されるこれらの条件のさまざまな組み合わせについては、セクション5.1「フェーズ1の救済措置の概要」を参照ください)。
 - ヘッジされるリスクに関して金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時
 - 金利指標に基づくヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時
 - 金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時

質問1

ヘッジされるリスクに関して金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時とはいつですか。

回答

IFRS第9号およびIAS第39号は、ヘッジされるリスクに関して不確実性がもはや存在しなくなった時についての具体的なガイダンスを示していません。そのため、判断が要求されます。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、ヘッジされるリスクがヘッジ対象の変動金利キャッシュ・フロー(例えば、3か月英ポンドLIBORの変動により、特定の負債性金融商品から生じるキャッシュ・フローの変動)として定義される場合、ヘッジされるリスクの不確実性は、負債性金融商品のIBORに基づくキャッシュ・フローが、いつ、どのように新しい指標金利に置換えられるかについての不確実性から生じます。したがって、金利指標に基づくヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期および金額に関してもはや不確実性が存在しなくなった時に、ヘッジされるリスクからの不確実性が解消されたと考えるのが適切なアプローチといえます。これについては、後述の質問2で詳細に解説します。

公正価値ヘッジについて、ヘッジ対象が通常、固定利付金融商品であり、ヘッジされるリスクが契約上明示されていないリスク要素(例えば、3か月英ポンドLIBORの変動により、特定の固定金利の負債性金融商品の公正価値の変動)として定義される場合、不確実性の発生要因は明確ではありません。キャッシュ・フローが固定されているため、不確実性は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローの金額または時期からは生じません。また、いずれの場合も、ヘッジされるリスクの不確実性は、ヘッジ手段のキャッシュ・フローの時期および金額の不確実性と必ずしも結びつ

いているわけではありません。より一般的に言えば、時の経過とともに、市場参加者が新しい指標金利に移行し、当初のIBORに関する市場の流動性が低下するにつれて、金利指標改革によるヘッジされるリスクの不確実性の増大が予想されます。この意味で、IFRS第9号第6.9.1項やIAS第39号第102P項で要求しているように、文書化されたヘッジされるリスクが新しい指標金利を参照するように更新されるまで、不確実性は解消されません。

ヘッジされるリスクが更新される時期について詳細なガイダンスがなく、また、他にも循環分析になる可能性(文書化されたヘッジされるリスクは不確実性がもはや存在しなくなった時に初めて更新されるが、不確実性は文書化されたヘッジされるリスクが更新された時に解消される)を考えると、新しい指標金利をヘッジされるリスクとして指定できる日について、幅を持って考慮することが適切なアプローチであると考えられます。

ヘッジされるリスクが更新される可能性のある最も早い日としては、IFRS第9号第6.9.11項やIAS第39号第102Z1項に示されているフェーズ2の救済措置は、契約上明示されていないリスク要素として指定された代替的な指標金利のうち、指定された日において独立して識別可能でない代替的な指標金利が24か月以内に独立して識別可能になると企業が合理的に予想している場合、契約上明示されていないリスク要素をヘッジされるリスクとして指定することを認めています。「信頼性をもって測定可能である」との要求事項に関する救済措置は提供されていません。したがって、ヘッジされるリスクが新しい指標金利を参照するために更新される最も早い日は、新しい指標金利が信頼性をもって測定可能であり、24か月以内に独立して識別可能であるという合理的な期待が存在する時です。

ヘッジされるリスクが更新される可能性のある最も遅い日としては、i) ヘッジ手段が代替的な指標金利に修正され、その不確実性が存在しなくなった時、およびii) ヘッジ対象における代替的な指標金利のリスク要素が独立して識別可能で信頼性をもって測定可能になった時には、それ以降、IBOR関連の活動または事象は発生しません。したがって、ヘッジされるリスクはその最も遅い日までには更新しなければならないと考えられます。

これら2つの日付の間に、ヘッジされるリスクを更新すべき期間があると考えます。この期間のうち、どの時点でヘッジされるリスクを更新し、不確実性を解消するかを決定する際に、企業は、どのヘッジされるリスクがシナリオの経済性を最も良く反映し、ヘッジ関係におけるヘッジ非有効部分を最小化するかを検討したいと考える可能性があります。例えば、独立して識別可能で信頼性をもって測定可能であるという要件は、新しい指標金利のリスク要素について、ヘッジ手段を修正する前に満たす場合もありますが、ヘッジされるリスクを更新すると、その時点におけるヘッジ非有効部分の増大につながるため、企業は、ヘッジ手段であるデリバティブが修正されるまでヘッジされるリスクを更新しないという選択を行う可能性があります。

質問 2

金利指標に基づくヘッジ手段またはヘッジ対象のキャッシュ・フローの時期および金額に関して、金利指標改革から生じる不確実性がもはや存在しなくなった時とはいつですか。

回答

不確実性を解消するためには、通常、現行の指標金利と代替的な指標金利との間のスプレッド調整に加えて、代替的な指標金利に基づくキャッシュ・フローの時期および金額を定めるように、契約を修正する必要があります。しかし、代替的な指標金利への参照を含めるように契約を修正しても、不確実性が解消されない場合もあります。したがって、あらゆるシナリオの事実および状況を考慮する必要があります。

以下は、IFRS第9号BC6.588項からBC6.593項およびIAS第39号BC274項からBC279項に記載されているシナリオに基づいて、キャッシュ・フローの時期や金額の不確実性に関する異なる例を説明しています。

シナリオA

契約は、次を規定する条項を含めるように変更されています。

- 金利指標が代替的な指標金利に置き換えられる日
- キャッシュ・フローの基礎となる代替的な指標金利および金利指標と代替的な指標金利との間のスプレッド調整

例としては、「英ポンドLIBORは、2021年6月30日にSONIA+1.5%に置き換えられる」という条項が含まれる場合です。

この場合、契約がこの条項を含めるように変更された時点で、当該契約のキャッシュ・フローの時期および金額に関する不確実性は解消されます。

シナリオB

契約は、金利指標改革により契約上のキャッシュ・フローの修正が行われる旨を記述した条項を含めるように変更されますが、金利指標が置換えられる日や修正後のキャッシュ・フローが基礎とする代替的な指標金利については定められていません。例としては、「英ポンドLIBORは、代替的な指標金利に置き換えられ、契約の両当事者が相互に合意した時点で適切なスプレッド調整が行われる」という条項が含まれる場合です。

この場合、当該契約のキャッシュ・フローの時期および金額に関する不確実性は、この条項を含めるように契約を変更しても解消されません。

シナリオC

契約は、金利指標に基づくキャッシュ・フローの金額および時期を特定する条件が将来の所定の時点で規制当局によって決定される旨を記述した条項を含めるように変更されます。しかし、当該条項はそれらの条件を定めていません。例としては、「英ポンドLIBORは、金利の置換えが有効になった時点で、中央銀行によって決定される代替的な指標金利に置き換えられる」という条項が含まれる場合です。

この場合、当該契約に係る金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期および金額に関する不確実性は、この条項を契約に含めても解消されません。規制当局が、金利指標の置換えがいつ発効するのか、および代替的な指標金利や関連するスプレッド調整が何になるのかを定めるまで、当該契約のキャッシュ・フローの時期および金額の両方に関する不確実性は存在します。

シナリオD

契約は、金利指標が置換えられ、金利指標と代替的な指標金利との間のスプレッド調整が決定される日を予め定める条項を含めるように変更されます。しかし、この変更は、キャッシュ・フローの基礎となる代替的な指標金利や金利指標と代替的な指標金利との間のスプレッド調整を定めていません。例としては、「英ポンドLIBORは、2021年6月30日に代替的な指標金利に置換えられる。英ポンドLIBORと代替的な指標金利との間のスプレッド調整は、2021年6月30日に決定される」という条項が含まれる場合です。

この場合、この条項を含める契約の変更によって、時期に関する不確実性は解消されますが、金額に関する不確実性は残っています。

シナリオE

契約は、キャッシュ・フローの基礎となる代替的な指標金利および金利指標と代替的な指標金利との間のスプレッド調整を予め定める条項を含めるように変更されます。ただし、契約の変更が発効する日は定められていません。例としては、「英ポンドLIBORは、SONIA+1.5%に置き換えられ、相互に合意した日から発効となる」という条項が含まれる場合です。

この場合、この条項を含める契約の変更によって、金額に関する不確実性は解消されますが、時期に関する不確実性は残っています。

シナリオF

金利指標改革に関する対応として、規制当局は、金利指標の管理者としての立場で、金利指標を代替的な指標金利に置き換える複数段階のプロセスを実施します。この金利指標改革は、現行の金利指標の公表を終了させ代替的な指標金利への置換えを目標としています。また、金利指標改革の一環として、規制当局は、暫定的な指標金利を導入し、暫定的な指標金利と現行の金利指標との差異に基づいて固定スプレッド調整を決定します。例としては、ユーロ圏無担保翌日物平均金利(EONIA)からユーロ短期金利(€STR)に移行する金利指標改革が挙げられます。金利指標改革の第1段階では、2021年末までEONIAと€STRとの間の固定スプレッドは0.085%に設定されましたが、第2段階が存在します。

代替的な指標金利に基づくキャッシュ・フローの時期または金額に関する不確実性は、その暫定期間中において解消されません。これは、暫定的な指標金利(管理者が決定した固定スプレッド調整を含む)は金利指標改革を

進める上での暫定的な指標ではありますが、代替的な指標金利(または契約当事者間で合意された関連するスプレッド調整)ではないためです。暫定期間の末日より前に満期が到来する契約のキャッシュ・フローの時期または金額に関する不確実性は存在しませんが、暫定期間の末日よりも後に満期が到来する契約についての不確実性は残っています。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

